

農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領

	制定
	29農振第2293号
	平成30年3月28日
	農林水産省農村振興局長通知
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3661号	

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（9）に掲げる都市農業機能発揮対策（以下「本対策」という。）の実施については、交付等要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本対策の種類及び内容については、次に定めるとおりとする。なお、各事業に係る具体的な事業内容、選定要件、交付率等については、別表第1に定めるものとする。

1 都市農業機能発揮支援事業

農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解を醸成し、農山漁村への関心の喚起等都市農業の多様な機能について、広く国民の理解及び関心の増進を図るとともに、都市農業における経営の円滑な継承を促す取組

2 都市農業共生推進等地域支援事業

都市部の地域において、都市住民と都市農業者の交流促進や都市住民の農業への理解を醸成し、農山漁村への関心の喚起等都市農業の多様な機能について、都市住民の理解及び関心の増進を図るとともに、都市農地の周辺環境対策及び都市農業の多様な機能の一つである防災機能の強化を図る取組

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるものであって、第5により採択された者とする。

1 都市農業機能発揮支援事業

農業協同組合連合会、農業委員会ネットワーク機構、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、商工会、商工会議所、観光協会、民間企業、生活協同組合連合会その他農村振興局長が特に必要と認める団体

2 都市農業共生推進等地域支援事業

（1）都市住民と共生する農業経営の実現

ア 都市住民と共生する農業経営への支援

市街化区域内の農地を有する市区町村、都市農業関係者等（都市農業者、市民農園等開設者、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、都市住民、食品関連事業者、教育関係者、民間企業、特定非営利活動法人、経営コンサルタント、

税理士等)により構成される地域協議会

イ 情報発信活動に関する支援

市区町村、農業協同組合、特定非営利活動法人、民間企業又は地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されているものに限る。）、その他農村振興局長が特に必要と認める団体

(2) 防災協力農地の機能の強化

市区町村、市区町村が出資する団体、農業協同組合、土地改良区、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されているものに限る。）、その他農村振興局長が特に必要と認める団体

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2及び別表1の農村振興局長が別に定める事業実施期間は、原則として、2年間の上限とする。

第5 事業の公募

事業の公募については、別に定める公募要領により、農村振興局長が事業実施提案書の公募を行い、交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第6 事業の実施手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の作成及び承認

(1) 事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、交付等要綱第5及び第6に基づき、第5の選定を受けてから1月以内に、別紙様式第1号、別紙様式第2号の1、別紙様式第2号の2及び別紙様式第2号の3により農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）及び事業実施計画を策定し、これを別紙様式第3号と併せて農村振興局長に提出するものとする。

(2) 振興推進計画及び事業実施計画には次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 都市農業機能発揮支援事業

(ア) 事業実施主体

(イ) 事業実施体制図

(ウ) 事業計画（取組の内容）

(エ) 年度別事業計画及び当該計画に要する経費の内訳

イ 都市農業共生推進等地域支援事業

(ア) 事業実施主体

(イ) 事業実施区域の概要

(ウ) 事業の内容

(エ) 年度別事業計画及び当該計画に要する経費の内訳

(オ) 簡易な施設の整備

(カ) 施設等の利用計画

(キ) その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料

(3) 農村振興局長は、(1) により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度以降は、事業実施状況を取りまとめた結果及び結果を踏まえた事業計画について、別紙様式第4号により年度別事業実施報告及び実施計画を策定し、これを別紙様式第5号と併せて農村振興局長に事業実施年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

2 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

1の(1)から(3)までの推進振興計画及び事業実施計画についての規定は、振興推進計画及び事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、1の(1)の規定中「第5の選定を受けてから1月以内に」とあるのは、「振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

(1) 事業費の3割を超える増減

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業の廃止

第7 助成

交付等要綱第3の2及び別表1の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修費とする。

なお、賃金の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第8 実施基準等

1 別表第1の事項2の(1)の選定要件の欄の(4)の農村振興局長が別に定める基準については、次に掲げるとおりとする。

(1) 自立的かつ継続的な取組であって、地域における都市農業と共生する農業経営の実現に向けた優良事例として、全国展開に資するものと見込まれること。

(2) 都市農地を保全するとともに、周辺住民の都市農業への理解及び関心を高めるため、地域の実情を反映した継続的な取組に係る議論、企画及び活動に積極的に取り組むことが確実であること。

(3) 事業実施主体が、都市農業者を含む地域住民等の組織する団体である場合にあっては、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。

(4) 別表第1の事項2の(1)の具体的な事業内容の(1)の②の簡易な施設整備を実施する場合にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 住宅地に隣接するなど、営農に当たって周辺への配慮が必要な農地における、

農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の対策に必要となる施設の整備であること。

イ 農作業体験のための附帯施設等を整備する場合にあっては、農地に附帯して設置される農機具収容施設、休憩施設、トイレ、掲示板等の農作業体験に取り組みやすい環境の整備に資するものであること。

ウ 事業実施計画において施設の利用計画（以下「利用計画」という。）を作成していること。また、施設が事業の用途に必要なかつ適切な規模であること。

エ 事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。

オ 資金の融通を受ける場合にあっては、事業実施計画における償還計画（以下「償還計画」という。）が作成されるとともに、当該償還計画が確実に実行されると見込まれること。なお、資金調達方法が明示されていることとする。

カ 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を対象とするものではないこと。

キ 対象事業が単年度で完了するものであること。

ク 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費が、事業の対象経費となっていないこと。

ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを得ることが確実であること。

コ 古品又は古材を事業の用に供する場合にあっては、資材の有効利用、事業費の抑制等の観点から、事業実施の実情に即し使用の必要があると認められ、かつ、次に掲げる条件を満たしていること。

（ア）古品又は古材を利用することにより事業費が抑制されること。

（イ）利用する古品又は古材の材質、規格、型式等について、新品又は新資材と一体的な利用管理を行う上で不都合がないものであり、かつ、新品及び新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。

（ウ）古品又は古材の補修費は交付対象に含まれていないこと。

サ 事業の対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表による耐用年数が5年以上のものであること。

シ 目的外使用のおそれが高いもの及び事業効果が少ないものに該当しないこと。

ス 施設等の規模については、類似する施設等に比べて著しく過大となっていないこと。

セ 事業費については、都道府県又は市区町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。

ソ 都道府県又は市区町村が事業実施主体の負担分を負担する場合にあっては、国の負担額が、事業費から当該都道府県又は当該市区町村の負担する合計金額を差し引いた金額を上回っていないこと。

2 別表第1の事項2の（2）の選定要件の欄の（3）の農村振興局長が別に定める基

準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市農地を保全するとともに、地域における防災機能を高めるための継続的な取組であって、防災協力農地の全国展開に資するものであること。
- (2) 防災協力農地に指定又は指定しようとする補助対象となる農地が、次の要件を満たしていること。
 - ア 概ね300㎡以上であること。
 - イ 直近の国勢調査結果に基づき設定された人口集中地区内であること。
 - ウ 地方公共団体等が都市農地を防災協力農地として活用するために行う協定の締結、農地の登録等の制度により、農地所有者の特定が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、都市農業者を含む地域住民等の組織する団体である場合にあっては、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。
- (4) 別表第1の事項2の(2)の具体的な事業内容の(2)の簡易な施設整備を実施する場合にあっては、次に掲げる要件のほか、1の(4)のウからソまでの要件を満たしていること。
 - ア 平常時の営農に必要であり、かつ、震災等の非常時に地域住民の安全や生活を守る機能を有する施設(以下「防災兼用農業用施設」という。)の整備であること。
 - イ 事業実施計画において施設の利用計画を作成していること。また、施設が平常時の営農及び非常時の用途に必要なかつ適切な規模であること。

第9 事業の施行

別表第1の事項2に掲げる事業のうち簡易な施設整備を実施する場合にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

- ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。
- イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会等の議決等所要の手続を経た上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法(競争見積等)により、施工業者を選定し又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施行方法

本事業は、次に掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について

工種、施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法については、原則として請負施行によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

ア 直営施行

(ア) 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、工事の適正な実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合にあっては、農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型の直営施行について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

(イ) 購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

a 事業実施主体が都市農業者を含む地域住民の組織する団体等であって、競争入札に付することができない場合において、総会等の議決を経る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合又は落札に至らなかった場合

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等より行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- a 事業実施主体が、都市農業者を含む地域住民の組織する団体等であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合
- b 競争入札に付しても入札者がいない場合又は落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、総会等の議決等所要の手続を経るほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と、施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行及び施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負

うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合には、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を経るものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にして指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合には、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に

即した工事材料の検収及び工事の指揮監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

2 契約の適正化

本施策に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第10 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林水産事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第11 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 事業実施主体は、本補助金に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 事業実施主体は、分（負）担金の徴収に当たっては、負担割合を明確にするため、請求書及び領収書を発行しておくものとする。
- 3 事業実施主体は、事業費の支払については、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領し保管しておくものとする。
- 4 事業実施主体は、金銭の出納については、金銭出納簿等又は金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。
- 5 事業実施主体は、領収書等金銭の出納に関する書類については日付順に整理し、処

理のてん末を明らかにしておくものとする。

- 6 事業実施主体は、賃金の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてにより行うものとする。

第12 施設等の管理

事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、施設等を管理するものとする。

1 管理主体

施設の管理については、原則として、事業実施主体又は事業実施主体が防災協力農地として活用する農地の所有者が、これを行うものとする。

2 管理方法等

- (1) 1により管理を行う者（以下「管理主体」という。）は、施設等の管理状況を把握するため、補助金等交付事務の取り扱いについて（昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知）様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。

- (2) 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程及び利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図るため更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

- (3) (2)の管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 保全に関する事項

カ 償却に関する事項

キ 更新に必要な資金の積立に関する事項

ク 管理運営に関する事項

ケ その他必要な事項

- (4) (2)の利用規程には、次に掲げる項目のうち必要な項目を記載するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 利用者の範囲

オ 利用方法に関する事項

カ 利用料に関する事項

キ その他必要な事項

- (5) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。

3 増築等に伴う手続

事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替えを行おうとするときは、あらかじめその旨

を別紙様式第6号により、農村振興局長に報告するものとする。

この場合において、農村振興局長は、必要に応じて現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

第13 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他予算関係書類

2 工事施工関係書類

- (1) 直営施行の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 工事材料検収簿及び同受払簿
 - イ 賃金台帳及び労務者出役簿
 - ウ 工事日誌及び現場写真
 - エ 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - オ その他工事施行関係書類
- (2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 入札てん末書類
 - イ 請負等契約書類
 - ウ 工事完了届及び現場写真
 - エ 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - オ その他関係書類

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等
- (4) その他経理関係書類

4 往復文書等

本補助金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画及び事業実施計画、申請書類、交付決定書類、承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程及び利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理運営関係書類

第14 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 事業費の内容等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量設計費 (c) 機械器具費 (d) 営繕費 (e) 全体実施設計費 2 工事雑費	支給品費を含む。 工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。） 工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農林水産省農村振興局長通知）の記の2によるものとする。
--	--

(2) 機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具購入費 2 工事雑費	機械器具は汎用性がないものに限る。 本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料
---	---

(3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費 2 実施設計費	機械器具は汎用性がないものに限る。
---	-------------------

3 工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについての記の2によるものとする。
--------	---

2 本補助金に係る事業費の構成

1 の交付対象事業費の構成は、別表第2を標準とする。

3 本補助金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

（1）簡易な基盤整備

ア 区画整理等の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な委託費又は請負費とする。

（2）機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、付属作業機購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にし、性能の比較検討を行うものとする。

（3）建設工事及び製造請負工事

建設工事に伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

（ア）積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、付属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、

電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第 3 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行においては請負人等が、直営施行においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、別表第 4 に掲げる現場管理費及び別表第 5 に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等については、利益相当率を除くものとする。

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについての記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについての規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が農村振興局長と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

第15 事業の評価

交付等要綱第7の事業実施後の評価等については、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第2の2の事業にあつては、事業開始年度から目標年度（事業完了年度の翌年度をいう。以下同じ。）までの毎年度について、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行い、農村振興局長に報告するものとする。
- 2 事業の評価の報告は、別紙様式第7号及び第8号により、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの期間において、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 3 農村振興局長は、1及び2により事業実施主体から報告された評価について、その内容を評価し、その結果を公表するものとする。
- 4 農村振興局長は、3の評価に当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。

第三者機関は、1及び2により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第9号により農村振興局長に報告するものとする。

- 5 1及び2により報告を受けた農村振興局長は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して、重点的な指導、助言等を行い、その結果について併せて公表するものとする。

なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業実施計画に定める目標年度までの期間において、同計画で定めた目標の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
- (2) 事業実績が、事業実施計画に定めた取組内容に予定する実績の50%未満となった場合

6 3及び5による評価結果等の公表については、農林水産省のホームページ等において行うものとする。

第16 完了報告

事業実施主体は、第6の1の(3)により農村振興局長が承認した事業実施計画に基づくすべての事業が完了したときは、完了した年度の翌年度の5月末日までに、別紙様式第10号により、農村振興局長に事業完了の報告を行うものとする。

第17 事業の状況報告

農村振興局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により令和2年度までに選定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第 1

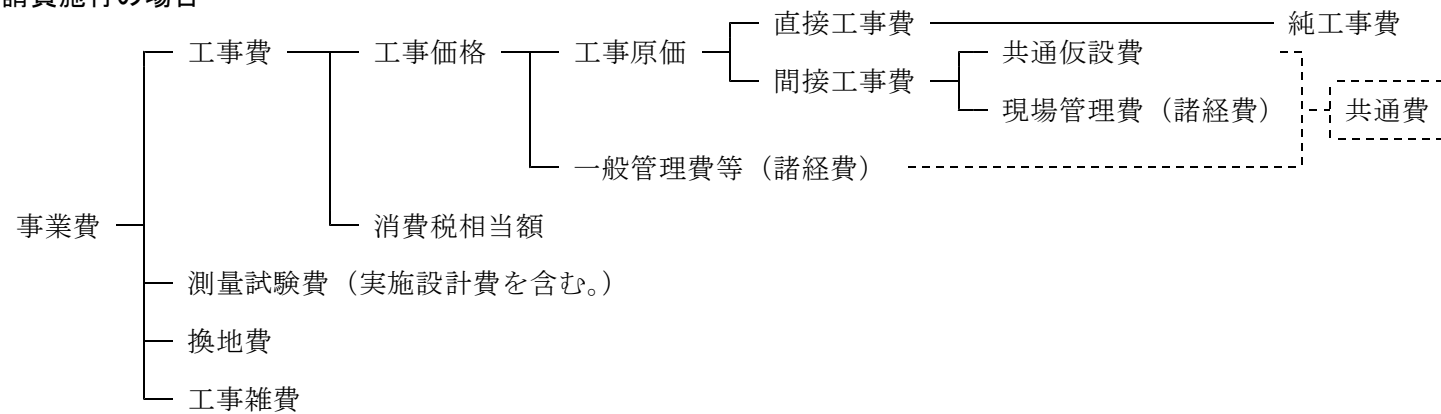
事 項	具体的な事業内容	選定要件	交付率等
1 都市農業機能発揮支援事業	(1) 都市農業の多様な機能について、広く国民の理解を醸成するため、以下の活動等を支援する。 ① 都市農業の多様な機能を活用した取組に関する専門家等の各地への派遣等 ② 都市農業の多様な機能の意義を広く国民に周知するための、効果的な情報発信手法の開発及び啓発事業の開催等 ③ 都市農業の多様な機能を通じた都市住民の農山漁村への関心の喚起	地域が抱える課題や地域が必要とする情報の要請に的確に応じ、人材の派遣又は情報の整備、提供等の事業を全国的に的確に実施できること。	交付率は、定額とする。
	(2) 都市農業の多様な機能が持続的に発揮されるよう、都市農業における経営の円滑な継承を促すため、全国で都市農業に関する税制度の周知や相続に関する助言を行う講習会等を全国で開催するための活動を支援する。	全国の都市農業者に対して、都市農業に関する税制度の周知及び相続に関する助言が的確に実施できること。	交付率は、定額とする。
2 都市農業共生推進等地域支援事業			
(1) 都市住民と共生する農業経営の実現	(1) 都市住民と共生する農業経営への支援 都市住民と共生する農業経営の実現に向けた取組を推進するため、以下の活動等を支援する。 ① 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成 ② 都市農地の周辺環境対策等に必要となる以下に掲げる簡易な施設等の整備 ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設 (2) 情報発信活動に関する支援 都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 事業実施区域が、都市計画法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内に所在すること。 (2) 具体的な事業内容の(1)の②に取り組む農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ① 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 ② 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 具体的な事業内容の(2)の事業実施区域については、原則として複数の市町村区域にまたがるものであること。 ただし、特別区及び政令指定都市にあっては、市区内において実施することが適当であると農村振興局長が認める場合は、この限りでない。 (4) 農村振興局長が別に定める基準に適合すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 具体的な事業内容の(1)の事業の各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。このうち、具体的な事業内容の(1)の②に取り組む場合の②の事業に対する助成額の上限は、150万円又は具体的な事業内容の(1)の①の事業に対する助成額の2分の3を超えない額のいずれか低い額とする。 (3) 具体的な事業内容の(2)の事業の各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり100万円とする。

(2) 防災協力農地の機能の強化	都市農業の多様な機能の一つである防災機能を強化するため、地方公共団体、都市農業者及び都市住民で組織する団体等を対象として以下の活動を支援する。 (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 市区町村が事業実施主体と連携している、又は事業実施主体の構成員であること。 (2) 防災協力農地として指定する又は指定しようとする農地が、都市計画法第7条の規定による市街化区域内の農地であって、以下のいずれかに該当する農地であること。 ① 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 ② 都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農村振興局長が別に定める基準に適合すること。	交付率及び助成額は、以下のとおりとする。 (1) 交付率は、定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。このうち、具体的な事業内容の(2)に取り組む場合の助成額の上限は、50万円又は本事業に要する総事業費の2分の1の額のいずれか低い額とする。
-------------------------	--	---	--

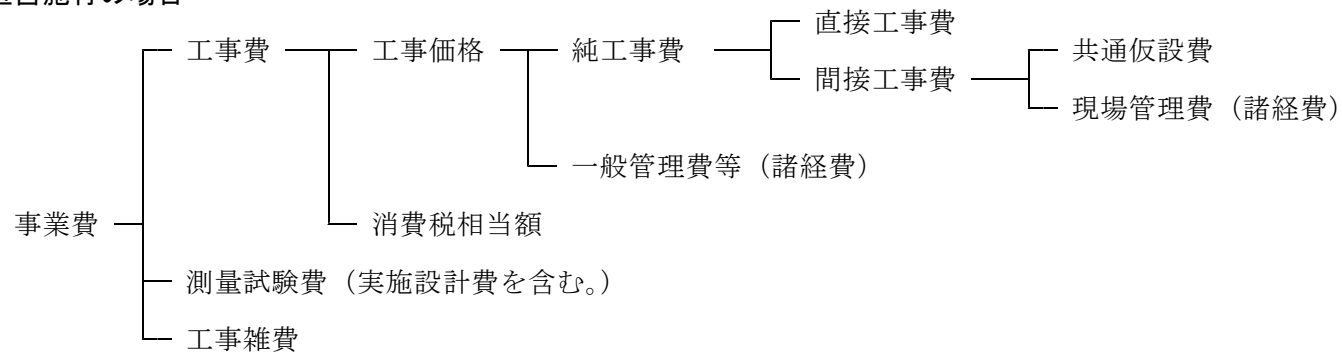
別表第2

1 基盤整備

(1) 請負施行の場合

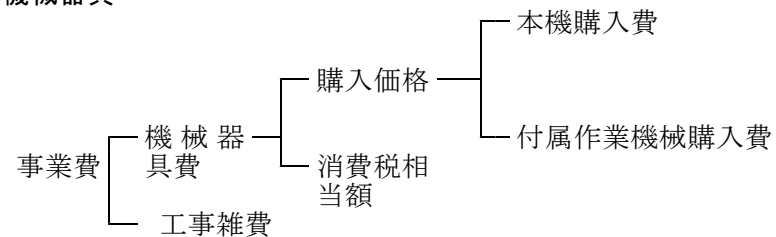


(2) 直営施行の場合

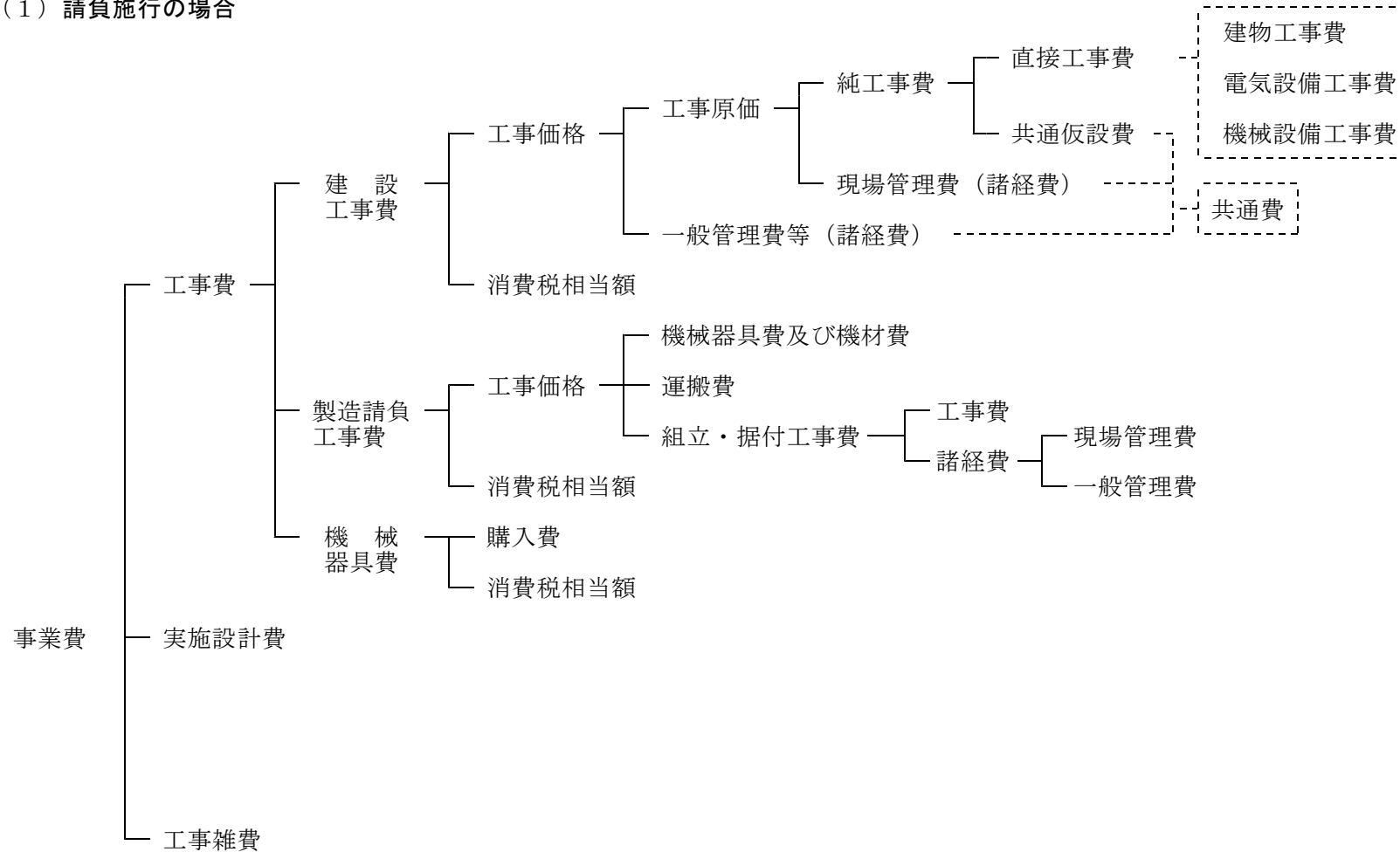


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。

2 機械器具

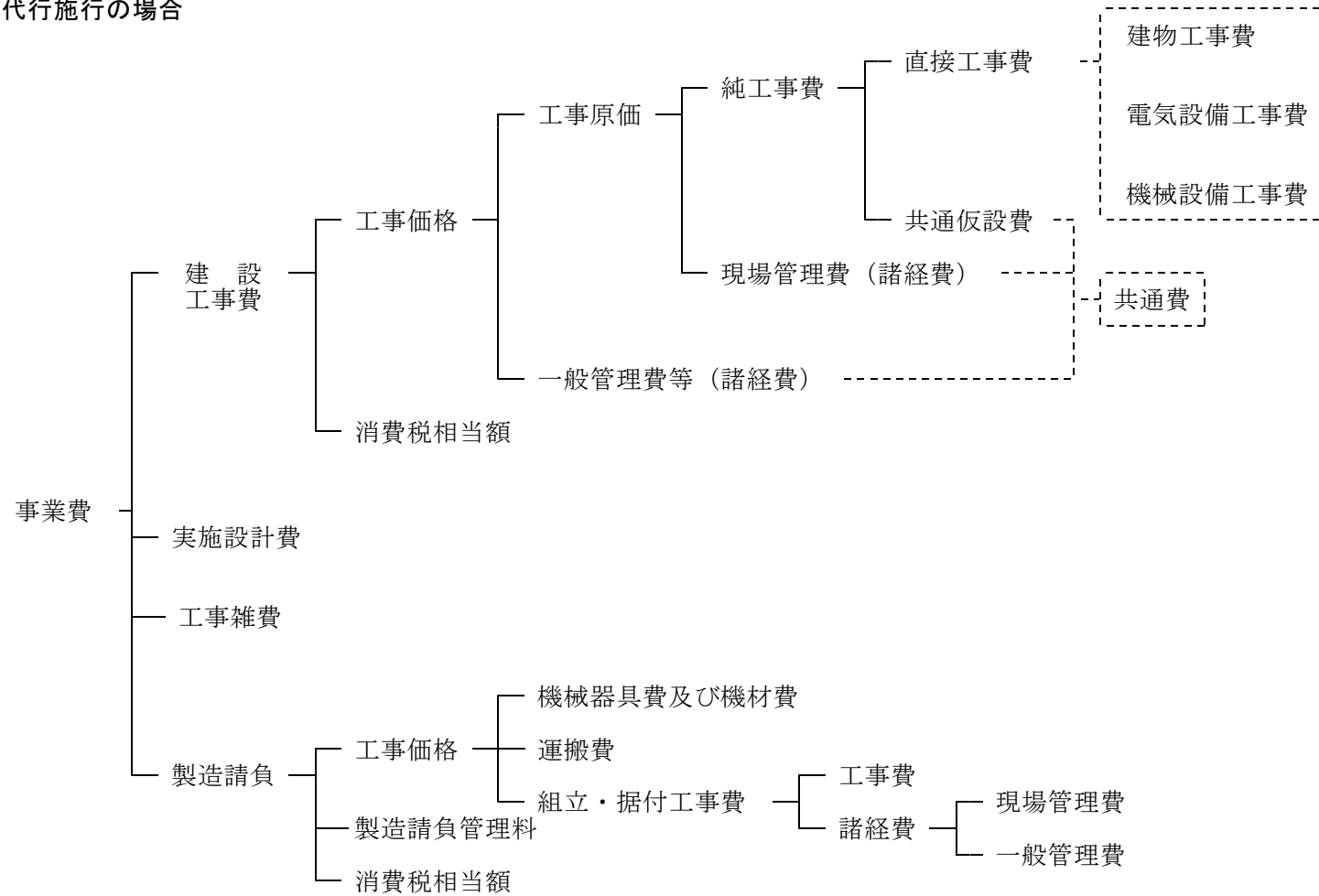


3 建設工事及び製造請負工事 (1) 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別表第3

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第 4

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第5

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従業員給与手当	取締役及び監査役に要する費用 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費 事 務 用 品 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 額	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(都市農業機能発揮支援事業)

☐	1. 都市農業の多様な機能の周知のための専門家の派遣
☐	2. 効果的な情報発信手法の開発・発信
☐	3. 税制度の周知及び相続に関する助言
☐	4. 都市農業の多様な機能を通じた都市住民の農山漁村への関心の喚起

※ 該当する事業内容に応じて「○」を記入してください。

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)			
(フリガナ)		(フリガナ)			
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000			
		(フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
事務局(問い合わせ先)		事務局所在地及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000			
		(フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
構成員又は共同提案者となる 個人及び団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (従業員数)

注1 法人形態等には、地域住民団体、農林漁業団体、NPO、株式会社、個人、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。

2. 事業実施体制図（運営責任者を必ず記載すること）

（※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。）

3. 事業計画(取組の内容)

事業目的に応じた 取組方針	
取組内容 事業行程 スケジュールを含む。	
目 標	
期待される効果	
その他	

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

1年目(平成 年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考

2年目(平成 年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考

※ 取組内容は、「体制整備」、「集落調査」、「分析」、「実践活動」、「普及活動」等のように適宜分類して記載してください。また、「3. 事業計画(取組の内容)」と整合を図ってください。

事業計画開始年度	年度
目標年度	年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(都市農業共生推進等地域支援事業)

※以下の区分のうち、該当する取組メニュー全てに「○」を付けてください。

都市住民と共生する農業経営農業経営の実現(都市住民と共生する農業経営への支援)	
☐	1. 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成
☐	2. 都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡易な施設整備

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)			
(フリガナ)		(フリガナ)			
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000 (フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
事務局		事務局所在地及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000 (フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
構成員となる又は連携している市区町村、個人、団体名	法人形態等	主な活動	所在地(市区町村)	設立年	構成員数(会員数)

注1 法人形態等には、地域住民団体、農林漁業団体、NPO、株式会社、個人、農業協同組合、

行政機関等の所属の別を記入してください。

注2 連名又は任意団体による応募の場合には、構成する団体等について、「構成員となる個人及び団体」欄等を記入して下さい。

注3 構成員が個人の場合には、設立年及び構成員数(従業員数)の記入は必要ありません。

2. 事業実施区域の概要

事業実施区域の地域区分(注4)※該当する場合「○」を記入		施設整備を実施する農地の地域区分(注5)※該当に「○」を記入	
事業実施区域の全域が都市計画区域内		市街化区域	
上記以外	事業対象外	生産緑地	
		市区町村基本計画保全農地等	
		上記以外	事業対象外
(実施地域の概要) 都道府県名、市区町村名、実施地域の位置、最近の市街化の現状等を簡潔に記載			
事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等(注6)			
名称(制定年次)			
地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組の内容			

注4「事業実施区域」は事業の対象となる農地、施設及び取組を実施する区域をいいます。

注5「施設整備を実施する農地の地域区分」の欄は、該当する地域区分を全て「○」を記入してください。

注6「事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等」の欄には、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画又は実施要領別表第1「選定要件2の(2)の②」の要件に該当する基本計画等の名称を記入し、当該地方計画等の制定・改正年次を()書きで記入してください。

3. 事業の内容

【事業実施区域の現状と課題】

【取組の内容】

＜特記事項：生産緑地の指定や都市農地貸借法の活用に関する取組、農福連携に関する取組がある場合に記載＞

【事業実施体制整備の計画】

【本交付金の交付期間中の費用負担の計画】

【想定する事業効果と目標設定】 ※記入がない場合は採択の対象外となります。				注7
事項	現在 (A)	事業年度(1年目) (B)	事業年度(2年目) (C)	目標年度(3年目) (D)
支援事業の目標①				
定量的指標				
目標値				
支援事業の目標②				
定量的指標				
目標値				
事業の効果				

注7 事業実施期間が1年間の場合は、目標年度は2年目となりますので、適宜様式を変更してください。

【本交付金による支援終了後の取組の内容】
＜継続的・発展的な取組等＞
＜整備した施設等の管理運営計画＞
【本交付金による支援終了後の費用負担の計画】
＜継続的・発展的な取組に係る費用＞
＜整備した施設等の管理運営に係る費用＞

【その他特記事項】

- ※ 別途書類を添付することで、具体的な説明を行う場合には、この実施計画には概要を記載し、「詳細は〇〇〇のとおり」と記載することも可能です。
- ※ 過去に交付決定の取消を受けた事実がある場合及び他の事業との重複申請を行っている場合には、その旨記載してください。
- ※ 上記項目記載にあたり、公募要領の「審査の観点」、実施要領の「事業実施基準」等を満たすものかについても踏まえて記載してください。
- ※ 上記項目以外に新たに項目を追加し、説明することは可能です。
- ※ 作成の際は、必要に応じ、複数ページとなるように行を追加することも可能です。
- ※ 活動内容についてのイメージ(参考としている事例等)の図や写真があれば添付してください。
- ※ 事業目標年度は、事業完了年度の翌年度としてください。
- ※ 目標値及び定量的指標については公募要領の別紙2を参考に記載してください。
(1年間の事業実施の場合は「事業年度(2年目)」の欄を「－」としてください。)

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※別途積算資料を添付して下さい。)

1年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					
2年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					
3年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					

※ 取組内容は、適宜分類して記載し、「3. 事業の内容」と整合を図った上で、本実施要領に定める経費毎に記載してください。
※ 「他の補助金等」及び「自己資金」を記載する場合には、備考欄に資金の性格(相手方、受入時期等)を記載してください。

5. 簡易な施設整備

整備の内容	管理主体	工種	事業量	事業費	負担区分(千円)	
					交付金	交付金以外の財源 (自己負担額、 借入金名・金額)
合 計						
合 計						

- ※ 「整備の内容」の欄には、施設等名を記載してください。
- ※ 「工種」の欄には、主要工事名を記載してください。
- ※ 「事業量」の欄には、数量等について記載してください。
- ※ 事業量及び事業費の見積書等、積算資料を添付してください。
- ※ 「受益者数」については、整備した施設によって効果の及ぶ人数又は世帯数を記入してください。
- ※ 事業内容のフロー図又は概要図等を添付してください。
- ※ 施設等の整備の実施スケジュール等を添付してしてください。

6. 利用計画

施設等名	事業実施主体 (管理主体)	施設等の内容			設置 予定 年度
		規模		機能等	
		箇所等	面積等		
〇〇 施設					
△△ 施設					

- ※ 「機能等」については、整備する施設の活用方法(目的、役割、効果等)を記載してください。

7. その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料

事業計画開始年度	年度
目標年度	年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(都市農業共生推進等地域支援事業)

都市住民と共生する農業経営の実現(情報発信活動に関する支援)	
☐	都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)			
(フリガナ)		(フリガナ)			
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000 (フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
事務局		事務局所在地及び連絡先			
(フリガナ)		〒 100 - 0000 (フリガナ)			
		TEL Fax E-mail			
構成員となる又は連携している市区町村、個人、団体名	法人形態等	主な活動	所在地(市区町村)	設立年	構成員数(会員数)

- 注1 法人形態等には、地域住民団体、農林漁業団体、NPO、株式会社、個人、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。
- 注2 連名又は任意団体による応募の場合には、構成する団体等について、「構成員となる個人及び団体」欄等を記入して下さい。
- 注3 構成員が個人の場合には、設立年及び構成員数(従業員数)の記入は必要ありません。

2. 事業実施区域の概要

事業実施区域の地域区分(注4)		
交流促進(マルシェ等)の実施区域	農業者等が耕作する農地面積の割合 (注5)※該当に「○」を記入	
都市計画区域内【必須】	100%	
	2/3以上	
	50%以上	
上記以外		事業対象外
都市計画区域内の農地面積(㎡) [A]	都市計画区域外の農地面積(㎡) [B]	割合A/(A+B) (%)
交流促進の取組区域 ※予定する区域の名称又は区域名(丁目・字名まで)を記載		
(実施地域の概要) 都道府県名、市区町村名、実施地域の位置、最近の市街化の現状等を簡潔に記載		
事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等(注6)		
名称(制定年次)		
地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組の内容		

- 注4 「事業実施区域」は事業の対象となる農地、施設及び取組を実施する区域をいいます。
- 注5 「農業者等が耕作する農地面積」は事業に参加する農業者等のうち都市計画区域内で耕作している農地をいいます。
- 注6 「事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等」の欄には、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画又は実施要領別表第1「選定要件2の(2)の②」の要件に該当する基本計画等の名称を記入し、当該地方計画等の制定・改正年次を()書きで記入してください。

3. 事業の内容

【事業実施区域の現状と課題】

【取組の内容】

＜特記事項：生産緑地の指定や都市農地貸借法の活用に関する取組、農福連携に関する取組がある場合に記載＞

【事業実施体制整備の計画】

【本交付金の交付期間中の費用負担の計画】

【想定する事業効果と目標設定】 ※記入がない場合は採択の対象外となります。				注7
事項	現在 (A)	事業年度(1年目) (B)	事業年度(2年目) (C)	目標年度(3年目) (D)
支援事業の目標①				
定量的指標				
目標値				
支援事業の目標②				
定量的指標				
目標値				
事業の効果				

- ※ 別途書類を添付することで、具体的な説明を行う場合には、この実施計画には概要を記載し、「詳細は〇〇〇のとおり」と記載することも可能です。
- ※ 過去に交付決定の取消を受けた事実がある場合及び他の事業との重複申請を行っている場合には、その旨記載してください。
- ※ 上記項目記載にあたり、公募要領の「審査の観点」、実施要領の「事業実施基準」等を満たすものかについても踏まえて記載してください。
- ※ 上記項目以外に新たに項目を追加し、説明することは可能です。
- ※ 作成の際は、必要に応じ、複数ページとなるように行を追加することも可能です。
- ※ 活動内容についてのイメージ(参考としている事例等)の図や写真があれば添付してください。
- ※ 事業目標年度は、事業完了年度の翌年度としてください。
- ※ 目標値及び定量的指標については公募要領の別紙2を参考に記載してください。
(1年間の事業実施の場合は「事業年度(2年目)」の欄を「－」としてください。)

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※別途積算資料を添付して下さい。)

1年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					
2年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					
3年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

※ 取組内容は、適宜分類して記載し、「3. 事業の内容」と整合を図った上で、本実施要領に定める経費毎に記載してください。
※ 「他の補助金等」及び「自己資金」を記載する場合には、備考欄に資金の性格(相手方、受入時期等)を記載してください。

5. その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料

--

事業計画開始年度	年度
目標年度	年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画
(都市農業共生推進等地域支援事業)

※以下の区分のうち、該当する取組メニュー全てに「○」を付けてください。

防災協力農地の機能の強化	
☐	1. 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知
☐	2. 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動
☐	3. 都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名 (フリガナ)		所在地(都道府県・市町村) (フリガナ)			
代表者氏名 (フリガナ)		代表者住所及び連絡先 〒 100 - 0000 (フリガナ) Tel Fax E-mail			
事務局 (フリガナ)		事務局所在地及び連絡先 〒 100 - 0000 (フリガナ) Tel Fax E-mail			
構成員となる又は連携している市 区町村、個人、団体名	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (会員数)

- 注1 法人形態等には、地域住民団体、農林漁業団体、NPO、株式会社、個人、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。
- 注2 連名又は任意団体による応募の場合には、構成する団体等について、「構成員となる個人及び団体」欄等を記入して下さい。
- 注3 構成員が個人の場合には、設立年及び構成員数(従業員数)の記入は必要ありません。

2. 事業実施区域の概要

防災協力農地として指定又は指定しようとする農地の地域区分(注4) ※該当に「○」を記入		既 存 の 防災協力 農地の箇 所数	地区防災計画策定の有無 ※該当に「○」を記入	
市街化区域			策定済・策定予定	
生産緑地			策定の予定なし	
市区町村基本計画保全農地等				
上記以外				
防災協力農地等の制度の有無 ※該当に「○」を記入				
既に制度が有る		制度の策定を検討中		
地方自治体による		地方自治体による		
農業団体による		農業団体による		
上記以外		上記以外		
(実施地域の概要) 都道府県名、市区町村名、実施地域の位置、最近の市街化の現状等を簡潔に記載				
事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等(注5)				
名称(制定年次)				
災害対策基本法第42条に基づく地区防災計画と関連する取組の内容				
地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する取組の内容				

- 注4 「防災協力農地として指定又は指定しようとする農地の地域区分」の欄は、該当する地域区分を全て「○」で囲んでください。
- 注5 「事業実施区域が含まれる市区町村の地方計画等」の欄には、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画又は実施要領別表第1「選定要件2の(2)の②」の要件に該当する基本計画等の名称を記入し、当該地方計画等の制定・改正年次を()書きで記入してください。

3. 事業の内容

【事業実施区域の現状と課題】

【取組の内容】

＜特記事項：生産緑地の指定や都市農地貸借法の活用に関する取組、農福連携に関する取組がある場合に記載＞

【事業実施体制整備の計画】

【本交付金の交付期間中の費用負担の計画】

【想定する事業効果と目標設定】				注6
事項	現在 (A)	事業年度(1年目) (B)	事業年度(2年目) (C)	目標年度(3年目) (D)
支援事業の目標①				
定量的指標				
目標値				
支援事業の目標②				
定量的指標				
目標値				

注6 事業実施期間が1年間の場合は、目標年度は2年目となりますので、適宜様式を変更してください。

【本交付金による支援終了後の取組の内容】 <継続的・発展的な取組等>
<整備した施設等の管理運営計画>
【本交付金による支援終了後の費用負担の計画】 <継続的・発展的な取組に係る費用>
<整備した施設等の管理運営に係る費用>
【その他特記事項】

- ※ 別途書類を添付することで、具体的な説明を行う場合には、この実施計画には概要を記載し、「詳細は○○○のとおり」と記載することも可能です。
- ※ 過去に交付決定の取消を受けた事実がある場合及び他の事業との重複申請を行っている場合には、その旨記載してください。
- ※ 上記項目記載にあたり、公募要領の「審査の観点」、実施要領の「事業実施基準」等を満たすものかについても踏まえて記載してください。
- ※ 上記項目以外に新たに項目を追加し、説明することは可能です。
- ※ 作成の際は、必要に応じ、複数ページとなるように行を追加することも可能です。
- ※ 活動内容についてのイメージ(参考としている事例等)の図や写真があれば添付してください。
- ※ 事業目標年度は、事業完了年度の翌年度としてください。
- ※ 目標値及び定量的指標については公募要領の別紙2を参考に記載してください。
(1年間の事業実施の場合は「事業年度(2年目)」の欄を「－」としてください。)

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※別途積算資料を添付して下さい。)

1年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					

2年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					

3年目(年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
合 計					

※ 取組内容は、適宜分類して記載し、「3. 事業の内容」と整合を図った上で、本実施要領に定める経費毎に記載してください。
 ※ 「他の補助金等」及び「自己資金」を記載する場合には、備考欄に資金の性格(相手方、受入時期等)を記載してください。

5. 簡易な施設整備

整備の内容	管理主体	工種	事業量	事業費	負担区分(千円)	
					交付金	交付金以外の財源 (自己負担額、 借入金名・金額)
合 計						
合 計						

- ※「整備の内容」の欄には、施設等名を記載してください。
- ※「工種」の欄には、主要工事名を記載してください。
- ※「事業量」の欄には、数量等について記載してください。
- ※事業量及び事業費の見積書等、積算資料を添付してください。
- ※「受益者数」については、整備した施設によって効果の及ぶ人数又は世帯数を記入してください。
- ※事業内容のフロー図又は概要図等を添付してください。
- ※施設等の整備の実施スケジュール等を添付してしてください。

6. 利用計画

施設等名	事業実施主体 (管理主体)	施設等の内容			設置 予定 年度
		規模		機能等	
		箇所等	面積等		
〇〇 施設					
△△ 施設					

- ※「機能等」については、整備する施設の活用方法(目的、役割、効果等)を記載してください。

7. その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料

--

番
年
月
日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)の農山漁村振興推進計画
及び事業実施計画の承認(変更)申請について

農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号
農林水産省農村振興局長通知)第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第4号

都市農業機能発揮対策年度別事業実施報告及び実施計画書

事業実施主体	事業実施期間	目標年度
	令和〇年度～令和〇年度	令和〇年度

取組メニュー	事業実施内容	交付額 (円)
	令和〇年度(実績)	(事業実績額) (交付実績額)
	令和〇年度(計画)	(事業予定額) (交付予定額)

番
年
月
号
日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)の年度別事業実施報告
及び実施計画書の提出について

農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号
農林水産省農村振興局長通知)第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

番
年 月 号
 日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)により取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届について

令和○年度において都市農業機能発揮対策により取得又は効用の増加した施設等を増築(模様替え、移転、更新等)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1)地区名
- (2)施設等の所在地
- (3)施設等の構造、規格及び規模等
- (4)事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金等
- (5)取得年月日

3 増築の概要

(1)増築

例:補助金対象の農産物加工施設を増築
鉄筋スレート葺 ○○㎡ 事業費 ○○○ 千円

- (2)事業費の負担区分
- (3)着工予定時期
- (4)増築の効果

[添付資料]

- 1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の写し
- 2 収支計画
- 3 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 4 財産管理台帳の写し
- 5 管理規定
- 6 その他農村振興局長が必要と認める書類

番
年
月
号
日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

令和○年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)の事業評価の報告
について

農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号農
林水産省農村振興局長通知)第15の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

令和〇年度都市農業機能発揮対策事業評価書
(都市農業共生推進等地域支援事業)

1. 取組メニュー

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円)

年 度	事 業 費	交 付 額	備 考
	0円	0円	
	0円	0円	
	0円	0円	
計	0円	0円	

・事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他事項

5. 事業実施結果

・目標達成状況

目 標	指 標	目 標 値	実 績 値	達 成 率
		0	0	
		0	0	
		0	0	
		0	0	

(計測方法)〇〇

・所見

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇評価委員会
代表者名

令和〇年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)の事業評価に関する意見の報告について

農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知)第15の4の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 号 日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

令和〇年度農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)の事業完了報告書

農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知)第16の規定に基づき、報告します。

1 完了報告の対象となる事業

☐	(1)都市農業機能発揮支援事業
☐	(2)都市農業共生推進等地域支援事業

※完了報告の対象となる事業について「○」を記入してください。

2 都市農業機能発揮支援事業又は都市農業共生推進等地域支援事業の事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇年度～ 〇年度		

3 施行位置図